

(保 226)

平成 25 年 2 月 28 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について

DPC 対象病院における包括評価の対象外（出来高）となる患者につきましては、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者」（平成 24 年厚生労働省告示第 140 号）により示されているところです。

今般、2 月 22 日付けで、上記告示の一部が改正された旨、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、上記告示の別表に薬剤（セツキシマブ（遺伝子組換え）、リツキシマブ（遺伝子組換え）、B型ボツリヌス毒素、セルトリズマブペゴル（遺伝子組換え））が追加されるとともに、エベロリムスの適応症に「結節性硬化症に伴う上衣下巨細胞性星細胞腫、結節性硬化症に伴う腎血管筋脂肪腫」が追加され、それに伴う取扱いについて通知されたものです。詳細は添付資料をご参照ください。

<添付資料>

1. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件
(厚生労働省告示第 25 号)
2. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について
(平 25.2.22 保医発 0222 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三七）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三八）
- 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（三三九）

〔省 令〕

- 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令の一部を改正する省令（総務・経済産業一）

〔告 示〕

- 適格消費者団体を公示する件（消費者庁一）
- 平成二十四年度地方債充当率を公表する件の一部を改正する件（総務八八）

- 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関の調査の業務の全部の廃止を許可した件（同八九）
- 除籍が滅失した件（法務八二）
- 除籍の一部が滅失した件（同八三）
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する書簡の交換に関する件（外務五五）
- 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働二四）
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同二五）

- 租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（農林水産四九八）

- 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関の調査の業務の全部の廃止を許可した件（経済産業二〇〇）
- 砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三六）一三八）
- 都市計画に関する件（東北地方整備局二七、二八）
- 自動車専用道路に関する件（近畿地方整備局三五）
- 道路に関する件（同三六）

- エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（四国地方整備局一三）
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の名等を変更した件（同二八）
- 道路に関する件（九州地方整備局二七）
- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同二八）

〔公 告〕

- 官庁 諸事項
- 財団、建設業の許可の取消処分関係 裁判所
- 相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係 会社その他

〔国会事項〕

- 内閣 公正取引委員会 法務省

〔人事異動〕

- 内閣 公正取引委員会 法務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

- 薬事法施行規則第八十五条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令に基づき登録講習機関を公示する件（厚生労働省）

労働

- 中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について（厚生労働省）

本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。

(日本側書簡)
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に言及する光栄を有します。

同協定第七条2は、日本国政府が、同協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費として、アメリカ合衆国政府に随時円資金を提供すべきことを定めています。

また、同協定附属書G3は、日本の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額については、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべきことを定めています。

よって、本大臣は、日本国の平成二十四会計年度における前記の金銭負担の額に關し、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日本国の会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担の額は、同年度に同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、一億二千四百二十七万八千円(一四、二七八、〇〇〇円)とす。

本大臣は、更に、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返

○厚生労働省告示第二十四号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。

品名	追補	規格	単位	薬価
(あ)				
アクトネル錠7.5mg		7.5mg	1錠	2,945.50
アトニニール分散錠2mg		2mg	1錠	5,376.30
アトニニール分散錠3mg		3mg	1錠	7,867.70
アムパロモカブセル250mg		250mg	1カブセル	431.90
(え)				
エウキコーン錠2.5mg		2.5mg	1錠	144.90
エウキコーン錠5mg		5mg	1錠	265.20
エルカルチンF内注射液10%		10%	1mL	70.40
(こ)				
コヒアジジン錠12.5mg		12.5mg	1錠	385.40

簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

日本国外務大臣 岸田文雄
アメリカ合衆国特命全權大使 ジョン・V・ルース閣下
(米国側書簡)

(訳文)
書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)
本使は、更に、アメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

日本国外務大臣 岸田文雄閣下
特命全權大使 ジョン・V・ルース
○厚生労働大臣 田村 憲久

品名	追補	規格	単位	薬価
(あ)				
アクトネル錠7.5mg		7.5mg	1錠	2,945.50
アトニニール分散錠2mg		2mg	1錠	5,376.30
アトニニール分散錠3mg		3mg	1錠	7,867.70
アムパロモカブセル250mg		250mg	1カブセル	431.90
(え)				
エウキコーン錠2.5mg		2.5mg	1錠	144.90
エウキコーン錠5mg		5mg	1錠	265.20
エルカルチンF内注射液10%		10%	1mL	70.40
(こ)				
コヒアジジン錠12.5mg		12.5mg	1錠	385.40

(て)
チネルグマ配合錠 1錠 62.00

(と)
トビヘーテ錠4mg 4mg 1錠 190.90
トビヘーテ錠8mg 8mg 1錠 286.40

(ち)
ヘキタニ錠7.5mg 75mg 1錠 2,945.50

(ま)
ホスリボン配合顆粒 100mg 1包(ウンとして) 68.70
マロン配合錠 1錠 484.30

(み)
ミニコンマルトOD錠60μg 60μg 1錠 117.30

(え)
エルカルチンF静注1000mg 1,000mg 5mL 1管 934

(し)
シムジラ皮下注200mgシリンジ 200mg 1mL 1筒 71.297

(せ)
トレンバ注 トレンタスタッチ 300単位1キット 2,546
トレンバ注 ペンソナル 300単位1筒 1,796

(な)
ナープロック錠注2500単位 2,500単位0.5mL 1瓶 28,902
ヒダコリオン皮下注用2mg 2mg 1キット(懸濁用液行) 3,486

(に)
ニコテロパッチ2.25mg 2.25mg 1枚 270.30
ニコテロパッチ4.5mg 4.5mg 1枚 416.50
ニコテロパッチ9mg 9mg 1枚 641.80
ニコテロパッチ13.5mg 13.5mg 1枚 896.50

○厚生労働省告示第十五号
厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号)第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第四百十号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十二日 厚生労働大臣 田村 憲久

「農業55号中「平成23年12月22日」の「ウ」及び平成24年11月21日」を加え、
 「06007xxx99x41」を
 「改め、同表に次のように加え。」

06007xxx99x41x			
010010xxx99051x			
180060xxx97xxxx			
180060xxx99xxxx			
45	セツキシヌマ(遺伝子組換え)当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成24年12月21日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。	03001xxx0103xx 03001xxx0104xx 03001xxx0113xx 03001xxx0114xx 03001xxx97x3xx 03001xxx97x4xx 03001xxx97x5xx 03001xxx99x3xx 03001xxx99x4xx 03001xxx99x5xx	
46	リツキシヌマ(遺伝子組換え)薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であつて、申請書に添附した合理的な理由がある場合において、当該資料の添付を必要としない合理的な理由がある場合において、申請者が依頼して行つたことか適当と認められるものとして厚生労働省設置法第1条に規定する薬品・食品衛生審議会が平成23年1月31日に事(衛生審議会が平成23年1月31日に事)に係るものに限る。	070560xxx97x0xx 070560xxx97x1xx 070560xxx99x0xx 070560xxx99x1xx 130140xxxxxxxx	
47	B型ボツリヌス毒素(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。)	010180xxx99x0xx	
48	セルトリヌマ、ペコル(遺伝子組換え)当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。	070470xxx99x4xx	

農林水産省告示第百三十九号
 租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第433号)第十七条第三項及び第三十九条の二十六条第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十一日農林水産省告示第百三十三号(租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六条第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
 平成二十五年二月二十二日
 農林水産大臣 林 芳正
 表群馬場の項中、「前掲中農業協同組合」を添ふ。

○経済産業省告示第二十号
 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)第二十六条第一項の規定により、同法第十四条第一項に規定する指定調査機関について、次のとおり調査の業務の全部の廃止を許可したので、同法第二十六条第二項の規定に基づき公示する。
 平成二十五年二月二十二日
 経済産業大臣 茂木 敏充

- 一 名称 公益財団法人日本適合性認定協会
 - 二 住所 東京都品川区東五反田一丁目二十二番一号
 - 三 指定調査機関が行う調査の業務に係る国外適合性評価事業の区分 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令(平成十二年政令第百五十五号)第二条第七号の国外適合性評価事業
 - 四 廃止の日 平成二十五年二月二十四日
- 国土交通省告示第百三十六号
 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。
 平成二十五年二月二十二日
 国土交通大臣 太田 昭宏
- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
 石原上谷川
 - 二 砂防法第二条の土地の表示
 一 次に掲げる土地
 宮崎県延岡市北川町川内名
 字石原 三五八七番三
 三五八九番一及び三五八九番一
 字石原山 三七七八番
 字下ツツラ山 三七八四番一七
 口 次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域(イに掲げる土地の区域を除く。)

- 一及び二 号及び一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百
- 一及び二 号及び一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法
第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について

本日、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成24年厚生労働省告示第140号）の一部が平成25年厚生労働省告示25号をもって改正されたところであるが、DPC制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、その取扱いについて別添のとおり通知するので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正の概要について

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成24年厚生労働省告示第140号）の別表に、セツキシマブ（遺伝子組換え）、リツキシマブ（遺伝子組換え）、B型ボツリヌス毒素、セルトリズマブ ペゴル（遺伝子組換え）を追加するとともに、エベロリムスの適応症に「結節性硬化症に伴う上衣下巨細胞性星細胞腫、結節性硬化症に伴う腎血管筋脂肪腫」を追加する。

2. 関係通知の一部改正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について（通知）」（平成24年11月22日保医発第1122第1号）の別表を別紙のとおり改める。

告示 番号	薬 剤 名	銘 柄 (参考)	適 応 症		診断群分類番号
				ICD-10 (参考)	
1	エプタコグ アルファ (活性型) (遺伝子組換え)	注射用ノボセブン 1.2mg(2.2ml)、4.8ml(8.5ml) ノボセブンH I 静注用 1mg(1ml)、2mg(2ml)、5mg(5ml)	GP II b-III a及び/又はHLAに対する抗体を保有し、血小板輸血不応状態が過去又は現在見られるگرانツマン血小板無力症患者の出血傾向の抑制	D691	130110 出血性疾患 130110x0xxx0xx 130110x1xxx0xx 130110x1xxx3xx
2	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	献血ヴェノグロブリンH5%静注 0.5g(10ml)、1g(20ml) 2.5g(50ml)、5g(100ml)	全身型重症筋無力症(ステロイド剤又はステロイド剤以外の免疫抑制剤が十分に奏功しない場合に限る)	G700	010130 重症筋無力症、その他の神経筋障害 010130xx01x0xx 010130xx97x0xx 010130xx99x0xx 010130xx99x3xx
3	ウステキヌマブ(遺伝子組換え)	ステラール皮下注45mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節症性乾癬	L405, M070\$, M071\$, M072\$, M073\$, M090\$	070470 関節リウマチ 070470x01x2xx 070470xx02x0xx 070470x02x2xx 070470xx03x0xx 070470x03x2xx 070470xx97x0xx 070470x97x2xx 070470xx99x0xx 070470xx99x1xx 070470xx99x2xx
			既存治療で効果不十分な尋常性乾癬	L400,	080140 炎症性角化症 080140xxxxx0xx
4	エリブリンメシル酸塩	ハラヴェン静注 1mg	手術不能又は再発乳癌	C50\$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx97x30x 090010xx97x31x 090010xx99x30x 090010xx99x31x
5	ポリノスタット	ゾリンザカプセル100mg	皮膚T細胞性リンパ腫	C840, C841	130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx99x30x 130030xx99x31x
6	ゴリムマブ(遺伝子組換え)	シンボニー皮下注 50mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節リウマチ(関節の構造的損傷の防止を含む)	M05\$, M060\$, M068\$, M069\$	070470 関節リウマチ 070470xx99x4xx
7	ダブトマイシン	キュビシン静注用 350mg	[適応菌種] ダブトマイシンに感性のメチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)	L33\$	050090 心内膜炎 050090xx97x0xx 050090xx99x0xx 050090xx99x1xx
			[適応症] 敗血症、感染性心内膜炎、深在性皮膚感染症、外傷・熱傷及び手術創等の二次感染、ひらん・潰瘍の二次感染	L03\$, L08\$ A410	080011 急性膿皮症 080011xx970x0x 080011xx971xxx 080011xx99xxxx
8	テリバラテド(遺伝子組換え)	フォルテオ皮下注キット 600µg	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	M80\$, M81\$, M82\$	070370 脊椎骨粗鬆症 070370xx99xxxx
9	ペンダムステン塩酸塩	トレアキシン点滴静注用 100mg	再発又は難治性の下記疾患 ・低悪性度B細胞性非ホジキンリンパ腫 ・マントル細胞リンパ腫	C82\$, C830, C831, C832, C838, C851	130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx97x2xx 130030xx99x2xx 130030xx99x30x 130030xx99x31x
10	アザシチジン	ビダーザ注射用 100mg	骨髄異形成症候群	D46\$	130060 骨髄異形成症候群 130060xx97x30x 130060xx99x3xx

告示 番号	薬 剤 名		適 応 症		診断群分類番号
		銘 柄 (参考)		ICD-10 (参考)	
11	ロミブロステム (遺伝子組換え)	ロミプレート皮下注 250 μ g調製用	慢性突発性血小板減少性紫斑病	D693	130110 出血性疾患 (その他) 130110x0xxx0xx 130110x1xxx0xx
12	A型ボツリヌス毒素製剤	ボトックス注用 50単位、100単位	上肢痙縮 下肢痙縮	(特定出来ない)	全ての診断群分類番号
13	トラスツズマブ (遺伝子組換え)	ハーセプチン注射用60、注射用150	HER2過剰発現が確認された治療切除不能な進行・再発の胃癌	C16\$	060020 胃の悪性腫瘍 060020xx01x3xx 060020xx02x3xx 060020xx03x3xx 060020xx04x3xx 060020xx97x2xx 060020xx97x3xx 060020xx99x2xx 060020xx99x30x 060020xx99x31x
14	エルロチニブ塩酸塩	タルセバ錠	治療切除不能な肺癌	C25\$	06007x 肺臓、脾臓の腫瘍 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x
15	ボルテゾミブ	ベルケイド注射用 3mg	未治療の多発性骨髄腫	C900	130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040xx97x5xx 130040xx99x50x 130040xx99x51x
16	カルボプラチン	パラプラチン注射液 50mg パラプラチン注射液 150mg パラプラチン注射液 450mg パラプラチン150mg 注射用	乳癌	C50\$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x5xx 090010xx99x5xx
17	オクトレオチド酢酸塩	サンドスタチンLAR筋注用10mg サンドスタチンLAR筋注用20mg サンドスタチンLAR筋注用30mg	消化管神経内分泌腫瘍	C269 C254, D137	060035 大腸 (上行結腸からS状結腸)の悪性腫瘍 060035xx0103xx 060035xx0113xx 060035xx97x2xx 060035xx97x30x 060035xx97x31x 060035xx99x2xx 060035xx99x30x 060035xx99x31x 06007x 肺臓、脾臓の腫瘍 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
18	ベバシズマブ (遺伝子組換え)	アバスタチン点滴静注用	手術不能又は再発乳癌	C50\$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x4xx 090010xx02x4xx 090010xx99x4xx
19	フィンゴリモド塩酸塩	イムセラカプセル 0.5mg ジレニアカプセル 0.5mg	多発性硬化症の再発予防及び身体的障害の進行抑制	G35	010090 多発性硬化症 010090xxxxx0xx
20	テラプレビル	テラビック錠 250mg	セログループ1 (ジェノタイプI (1a) 又はII (1b) のC型慢性肝炎における次のいずれかのウイルス血症の改善 (1) 血中HCV RNA量が高値の未治療患者 (2) インターフェロン製剤単独療法、又はリバビリン併用療法で無効又は再燃となった患者	B182	060295 慢性C型肝炎 060295xx97x1xx 060295xx99x1xx

告示 番号	薬 剤 名	銘 柄 (参考)	適 応 症		診断群分類番号
				ICD-10 (参考)	
21	ホスフェニトインナトリウム水和物	ホストイン静注 750mg	①てんかん重積状態 ②脳外科手術又は意識障害(頭部外傷等)時のてんかん発作の発現抑制 ③フェニトインを経口投与しているてんかん患者における一時的な代替療法	G40\$, G41\$	010230 てんかん 010230xx97x00x 010230xx97x01x 010230xx97x2xx 010230xx99x00x 010230xx99x01x 010230xx99x10x 010230xx99x11x 010230xx99x20x 010230xx99x21x
22	テリバラチド酢酸塩	テリボン皮下注用 56.5μg	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	M80\$, M81\$, M82\$	070370 脊椎骨粗鬆症 070370xx97xxxx 070370xx99xxxx
23	カナキヌマブ(遺伝子組換え)	イラリス皮下注用 150mg	以下のクリオピリン関連周期性症候群 ・家族性寒冷自己炎症症候群 ・マックル・ウェルス症候群 ・新生児期発症多発臓器系炎症性疾患	Q998	全ての診断群分類番号
24	フルベストラント	フェソロデックス筋注 250mg	閉経後乳癌	C50\$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx97x30x 090010xx97x31x 090010xx99x30x 090010xx99x31x
25	エベロリムス	アフィニトール錠5mg アフィニトール錠2.5mg アフィニトール分散錠2mg アフィニトール分散錠3mg	結節性硬化症に伴う上衣下巨細胞性星細胞腫	D432	010010 脳腫瘍 010010xx99051x
			隣神経内分泌腫瘍	C25\$	06007x 隣臓・脾臓の腫瘍 06007xx0104xx 06007xxx0114xx 06007xx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
			結節性硬化症に伴う腎血管筋脂肪腫	D177	180060 その他の新生物 180060xx97xxxx 180060xx99xxxx
26	カスポファンギン酢酸塩	カンサイダス点滴静注用50mg カンサイダス点滴静注用70mg	①真菌感染が疑われる発熱性好中球減少症 ②食道カンジダ症 ③侵襲性カンジダ症、アスペルギルス症	D70	130070 白血球疾患(その他) 130070xx99x0xx
27	リネゾリド	ザイボックス錠600mg ザイボックス注射液600mg	肺炎(小児)	J15\$	040080 肺炎、急性気管支炎、急性細気管支炎 040080x1xxx0xx 040080x1xxx1xx
28	ヒトチロトロピンアルファ(遺伝子組換え)	タイロゲン筋注用0.9mg	分化型甲状腺癌で甲状腺全摘又は準全摘術を施行された遠隔転移を認めない患者における残存甲状腺の放射性ヨウ素によるアブレーションを受ける際の補助	C73	100020 甲状腺の悪性腫瘍 100020xx99x2xx
29	ドリベナム水和物	フィニバック点滴静注用0.25g フィニバック点滴静注用0.5g フィニバックキット点滴静注用0.25g	肺炎(小児)	J13, J14, J15\$	040080 肺炎、急性気管支炎、急性細気管支炎 040080x1xxx0xx 040080x1xxx1xx
30	ミグルスタット	プレーザベスカプセル100mg	ニーマン・ピック病C型	E752	100335 代謝障害(その他) 100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx
31	クリゾチニブ	ザーコリカプセル200mg ザーコリカプセル250mg	ALK融合遺伝子陽性の進行非小細胞肺癌	C34\$	040040 肺の悪性腫瘍 040040xx01x4xx 040040xx97x3xx 040040xx97x4xx 040040xx9903xx 040040xx9904xx 040040xx9913xx 040040xx9914xx

告示 番号	薬 剤 名		適 応 症		診断群分類番号
		銘 柄 (参考)		ICD-10 (参考)	
32	モガムリズマブ(遺伝子組換え)	ポテリジオ点滴静注20mg	CCR4陽性の再発・再燃成人T細胞白血病リンパ腫	C915	130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患 130050xx97x2xx 130050xx99x2xx
33	ドルナーゼ アルファ(遺伝子組換え)	ブルモザイム吸入液2.5mg	嚢胞性線維症における肺機能の改善	E84\$	100335 代謝障害(その他) 100335xx97x0xx 100335xx99x0xx
34	スニチニブリンゴ酸塩	スーテントカプセル 12.5mg	根治切除不能の膵内分泌腫瘍	C25\$	06007x 膵臓、脾臓の腫瘍 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
35	ソマトロピン(遺伝子組換え)	グロウジェクト注射用 1.33mg グロウジェクト注射用 8mg グロウジェクトBC注射用 8mg	骨端線閉鎖を伴わないSGA性低身長	E343	100360 小人症 100360xxxxxxx
36	バクリタキセル	タキソール注射液 30mg タキソール注射液 100mg	再発又は難治性の胚細胞腫瘍	(特定出来ない)	全ての診断群分類番号
37	タゾバクタムナトリウム・ピベラシリンナトリウム	ゾンシ静注用 2.25 ゾンシ静注用 4.5	腹膜炎、腹腔内膿瘍、胆嚢炎、胆管炎	K800, K801, K81\$ K803, K804, K830 K65\$	060335 胆嚢水腫、胆嚢炎等 060335xx0100xx 060335xx0101xx 060335xx0110xx 060335xx0200xx 060335xx0201xx 060335xx0210xx 060335xx0211xx 060335xx97x0xx 060335xx97x1xx 060335xx99x00x 060335xx99x01x 060335xx99x1xx 060340 胆管(肝内外)結石、胆管炎 060340xx0100xx 060340xx0101xx 060340xx0110xx 060340xx0200xx 060340xx0201xx 060340xx0210xx 060340xx0211xx 060340xx03x00x 060340xx03x01x 060340xx97x00x 060340xx97x01x 060340xx99x00x 060340xx99x01x 060340xx99x1xx 060370 腹膜炎、腹腔内膿瘍(女性器臓器を除く) 060370xx01x0xx 060370xx97x0xx 060370xx99x00x 060370xx99x01x
38	シクロスポリン	ネオール 10mg ネオール 25mg ネオール 50mg ネオール内容液 10%	Vogt-小柳-原田病、サルコイドーシス、その他の(非感染性)ぶどう膜炎	H308	020130 原田病 020130xxxxxxx
39	ステリベントール	ディアコミットドライシロップ 250mg ディアコミットドライシロップ 500mg ディアコミットカプセル 250mg	Dravet症候群患者における間代発作又は強直間代発作	G403	010230 てんかん 010230xx97x00x 010230xx97x01x 010230xx99x00x 010230xx99x01x 010230xx99x10x
40	フェニル酪酸ナトリウム	プフェニール錠 500mg プフェニール顆粒94%	尿素サイクル異常症	E722	100335 代謝障害(その他) 100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx
41	バゾパニブ塩酸塩	ヴォトリエント錠 200mg	悪性軟部腫瘍	C490 C491, C492, C493, C494, C495, C496	03001x 頭頸部悪性腫瘍 03001xxx97x4xx 03001xxx99x4xx 070041 軟部の悪性腫瘍(脊髄を除く) 070041xx01x3xx 070041xx99x2xx
42	ランレオチド酢酸塩 ※類似薬は「オクトレオチド酢酸塩」	ソマチュリン皮下注 60mg ソマチュリン皮下注 90mg ソマチュリン皮下注 120mg	先端巨大症、下垂体性巨人症	E220	100260 下垂体機能亢進症 100260xx9711xx 100260xx9901xx 100260xx9911xx

告示 番号	薬 剤 名	銘 柄 (参考)	適 応 症		診断群分類番号
				ICD-10 (参考)	
43	チゲサイクリン	タイガシル点滴静注用 50mg	深在性皮膚感染症、慢性膿皮症、外傷・熱傷及び手術創等の二次感染、びらん・潰瘍の二次感染、腹膜炎、腹腔内膿瘍、胆嚢炎	(特定出来ない)	全ての診断群分類番号
44	トブラマイシン	トーバイ吸入液 300mg	嚢胞性線維症患者における緑膿菌による呼吸器感染	E84\$	<u>100335 代謝障害 (その他)</u> 100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx
45	セツキシマブ (遺伝子組換え)	アービタックス注射液100mg	頭頸部癌	C760	<u>03001x 頭頸部悪性腫瘍</u> 03001xxx0103xx 03001xxx0104xx 03001xxx0113xx 03001xxx0114xx 03001xxx97x3xx 03001xxx97x4xx 03001xxx97x5xx 03001xxx99x3xx 03001xxx99x4xx 03001xxx99x5xx
46	リツキシマブ (遺伝子組換え)	リツキサン注10mg/mL (100mg/10mL) リツキサン注10mg/mL (500mg/50mL)	顕微鏡的多発血管炎、ウエゲナー肉芽腫症	M300, M313	<u>070560 全身性臓器障害を伴う自己免疫性疾患</u> 070560xx97x0xx 070560xx97x1xx 070560xx99x0xx 070560xx99x1xx
			免疫抑制状態下のCD20陽性のB細胞性リンパ増殖性疾患	D477	<u>130140 造血器疾患 (その他)</u> 130140xxxxxxx
47	B型ボツリヌス毒素	ナーブロック筋注2500単位	痙性斜頸	G243	<u>010180 不随意運動</u> 010180xx99x0xx
48	セルトリズマブ ペゴル (遺伝子組換え)	シムジア皮下注200mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節リウマチ	M0680, M0681, M0682, M0683, M0684, M0685, M0686, M0687, M0688, M0689 M0800, M0801, M0802, M0803, M0804, M0805, M0806, M0807, M0808, M0809	<u>070470 関節リウマチ</u> 070470xx99x4xx